

定 款

株式会社ツノダ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ツノダと称し、英文では、TSUNODA CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自転車及び部分品の製造並びに販売
- (2) 自動自転車及び部分品の製造並びに販売
- (3) 不動産の賃貸及び売買並びに斡旋
- (4) 健康器具の製造並びに販売
- (5) 倉庫業
- (6) 自動車運送取扱事業
- (7) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県小牧市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,973,500 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 9 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

2 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、役員が議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計書書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役 2 名以内を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役、顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 1 月 1 日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。

昭和45年8月29日	一部改定
昭和47年8月30日	一部改定
昭和50年8月29日	一部改定
昭和53年9月29日	一部改定
昭和54年9月28日	一部改定
昭和57年9月29日	一部改定
昭和59年9月28日	一部改定
平成元年9月27日	一部改定
平成2年9月26日	一部改定
平成3年9月26日	一部改定
平成6年9月27日	一部改定
平成9年9月26日	一部改定
平成14年9月20日	一部改定
平成15年9月19日	一部改定
平成16年9月22日	一部改定
平成17年9月27日	一部改定
平成18年9月27日	一部改定
平成21年9月25日	一部改定
平成22年1月6日	一部改定
平成22年9月22日	一部改定
平成23年9月22日	一部改定
平成28年9月28日	一部改定